

**新日本スポーツ連盟  
東京都勤労者スキー協議会  
規約**

1969年2月3日制定  
1969年11月16日改正  
1971年10月17日改正  
1972年10月1日改正  
1987年6月14日改正  
1993年7月4日改正  
1996年6月23日改正  
1999年6月20日改正  
2008年6月22日改正

**第 1 章 総 則**

第 1 条 この会は、東京都におけるスキークラブ及び個人会員の集まりで「東京都勤労者スキー協議会」（略称東京スキー協）と呼び、全国勤労者スキー協議会に加入して活動します。

**第 2 章 目的と活動**

第 2 条 この会は、次のことを目的とします。

- (1) この会は、自主的民主的なスキー運動の発展と、健康で文化的な生活をめざし、スキーについての正しい考え方や技術の普及と向上に努めます。
- (2) スキー界の民主的発展のために広範なスキー関係者との連携と共同、協力をはかります。
- (3) 新日本スポーツ連盟都連盟の種目組織として活動し、スポーツの民主的発展に努めます。

第 3 条 この会の目的を遂行するために次の活動を行います。

- (1) クラブ及び会員を基礎に相互の交流、連帯をはかり、クラブ活動を発展させます。
- (2) クラブづくり、会員の拡大をすすめます。
- (3) スキー講習会、競技大会、山スキー、研究活動などを行います。
- (4) スキー指導員の養成、認定、研修ならびに派遣活動を行います。
- (5) スキーについての相談や技術の普及と向上に努めます。
- (6) スキーの安全対策、傷害防止に取り組みます。
- (7) 機関紙（誌）、テキストなどを発行します。
- (8) その他目的遂行のための活動をします。

**第 3 章 加入と構成**

第 4 条(加入と構成)

- (1) この会は、規約を認めて加入手続きをとり、常任理事会の承認を受けたスキークラブ及び個人会員で構成されます。
- (2) 個人会員として加入する場合、クラブづくりを目的とします。
- (3) クラブは会員の登録をおこないます。

第 5 条 (権利)

- (1) クラブ及び会員は、この会の諸活動に参加することができます。
- (2) 会員は、役員を選出したりされたりすることができます。
- (3) 会員は、各級指導員の資格を取得することができます。
- (4) 加入クラブ及び個人会員は、所定の手続きを行ない、退会できます。

第 6 条 (権利停止、除籍) 加入クラブ及び個人会員は次の場合、理事会の議決により権利停止または除籍されることがあります。

- (1) 会費を6月1日から6ヵ月以内に納入しないとき。
- (2) この会の目的にふさわしくない行為があったとき。

## 第 4 章 機 関

第 7 条 この会の機関として総会、理事会、常任理事会をおきます。

第 8 条 総会はこの会の最高議決機関であり、1 年に 1 回会長が召集します。

- (1) 総会は前総会からの活動の総括と決算報告を審議し、また活動方針及び予算の決定と役員を選出を行ないます。
- (2) 総会は役員と加入クラブ及び個人会員から選出された代議員によって構成され、その過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決されます。
- (3) 加入クラブの 3 分の 1 以上の要請があったとき、または会長が必要と認めたときは臨時総会を開きます。
- (4) 代議員の選出方法は常任理事会が定めます。

第 9 条 理事会は総会に次ぐ機関であり理事長が召集し、会長、副会長、理事で構成されます。

- (1) 理事会はこの会の目的と総会の方針に基づき活動します。
- (2) 理事会はこの会の活動に必要な専門部局、委員会等を設けます。

第 10 条 常任理事会は理事会と理事会の間の日常活動を行なう機関です。

- (1) 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成されます。
- (2) 常任理事会は理事会の方針を具体化し、日常活動を進めるために必要な内規を定めたり、諸決定を行なうことができます。

## 第 5 章 役 員

第 11 条 この会に役員として会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名、常任理事若干名、理事若干名、会計監査 2 名をおきます。

- (1) 会長、副会長、理事、会計監査は総会で選出します。
- (2) 理事長、副理事長、常任理事は理事会で選出します。
- (3) 役員任期は次期総会までとし、再選を妨げないこととします。
- (4) 理事会が必要と認めた場合には理事の補充を行ない、その任期は次期総会までとします。

## 第 6 章 財 政

第 12 条 この会の財政は、加入費、会費その他の収入によってまかないます。

第 13 条 クラブ及び個人会員の会費は総会で定めます。

- (1) 加入手続きをして加入承認されたクラブ及び個人会員はすみやかに加入費及び会費を納入することとします。
- (2) 会費の納入は前納制とし総会時までに納入することとします。

第 14 条 納入した加入費、会費、寄付金などは理由のいかんを問わず返却しません。

第 15 条 この会の会計年度は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとし、会計報告は総会の承認を受けます。

## 第 7 章 付 則

第 16 条 この会は顧問をおくことができます。

第 17 条 理事会は親約で明らかでないことについては規約の精神に基づいて処理することができます。

第 18 条 この規約改正、廃止は総会において出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て行ないます。

第 19 条 この規約は 2008 年 6 月 22 日から実施します。

---

付記 (1) 加入金 クラブ 2000 円、個人会員 1000 円。会費 クラブはその構成員 1 人につき年額 3500 円、個人会員 4500 円 (2008 年 6 月 22 日第 41 回定期総会改定)。

(2) 加入手続きに必要な書類

イ、(クラブ) 加入申請書、会則、会員名簿。 ロ、(個人) 加入申請書。